

[事案 29-206] 新契約無効請求

・平成 30 年 6 月 13 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人からリスク等に関する説明を受けていなかったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 4 月に証券会社を募集代理店として契約した積立利率変動型一時払終身保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 募集人は、本契約について「いつでも売ることができる」という誤った説明をした。
- (2) 申込日の前日に募集人が本契約について説明した際、一時払保険料を減額したい旨を伝えた。申込日には減額された設計書が交付されたが、同設計書にもとづく説明を受けなかったため、本契約は為替レートにより解約返戻金等が変動する商品であり、リスクは為替レートの変動のみであると誤解した。
- (3) 申込日の約 1 週間後、契約内容が記載された設計書が郵送されてきたが、一時払保険料の米ドル換算額や積立利率が上記減額後の設計書に記載されたものと異なっていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から中途での売却の可否を問われたため、中途解約が可能である旨と、契約後短期間で中途解約をした場合には原則として損失が生じることを説明しており、「いつでも売ることができる」というような説明はしていない。
- (2) 募集人は、申込日の前日と当日のいずれにおいても、解約時の市場金利調整や為替レートの変動により損失を被る可能性があることを説明した。
- (3) 募集人は、本契約に適用される積立利率や為替レートは、一時払保険料の振込日のものであるため、実際の契約内容は申込日に交付した設計書とは異なることがある旨を説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人、募集人およびその上席者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が「いつでも売ることができる」と説明したとは認められない上、申立人は本契約のリスク等について一通りの説明を受けたことが認められるが、以下のとおり、募集人の対応にやや配慮を欠く点が認められることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 本契約の積立利率は、毎月 2 回設定され、保険料着金日時点のものが保険期間を通じて適用される。申立人は、保険料振込日を手続上最も早い日に指定したが、申込日と保険料振込日の間には積立利率の改定日があったため、設計書に記載された積立利率と異なる積立利率が適用された。
- (2) 募集人は積立利率が改定されることについて申立人に説明していたと推認されるが、申立

人が高齢(当時 80 歳代)であること、申立人には本契約の締結を急ぐ理由はなかったこと、申立人が後日設計書を受領した時にはクーリング・オフ期間が経過してしまうことを考慮すると、募集人にはやや配慮を欠く点があった。

- (3)募集人には、本契約の申込み後、契約内容が不明確のままクーリング・オフ期間が進行することになること、積立利率の更改直後であれば、確定した積立利率を確認してから契約申込みをすることができることまでの説明と配慮が期待された。